

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

2023
3/25 \ YouTubeライブ/
午後3時から配信開始

陣内智則と考える
「サイバーボウラ?」

再犯防止について考えよう。
みんなが学ぶ立ち直りの方法

陣内智則

3000円のAmazonギフト券を
抽選で20名様にプレゼント!
※抽選は必ずしもメールで抽選結果が送られるとは限りません。

またはYouTube 注冊者チャンネルに当選!
YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/user/Minjichannel>

再犯防止広報・啓発番組
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】

令和四年版
再犯防止推進白書

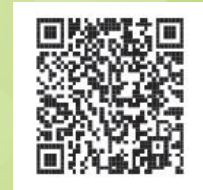
法務省

題字：絵・少年院在籍者（当時）

令和4年版再犯防止推進白書の表紙
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】

第5編

再犯・再非行



再犯防止推進白書特設ページ

- 第1章 検挙
- 第2章 検察・裁判
- 第3章 矯正
- 第4章 保護観察
- 第5章 少年の再非行・再犯

第1章 検挙

政府は、平成28年12月に成立した**再犯防止推進法**やこれを受けた「**再犯防止推進計画**」等に基づき、これまで様々な再犯防止施策を実施してきたところ、今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年3月、「**第二次再犯防止推進計画**」を閣議決定した。この編では、我が国における再犯の現状を把握するため、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向について概観する。

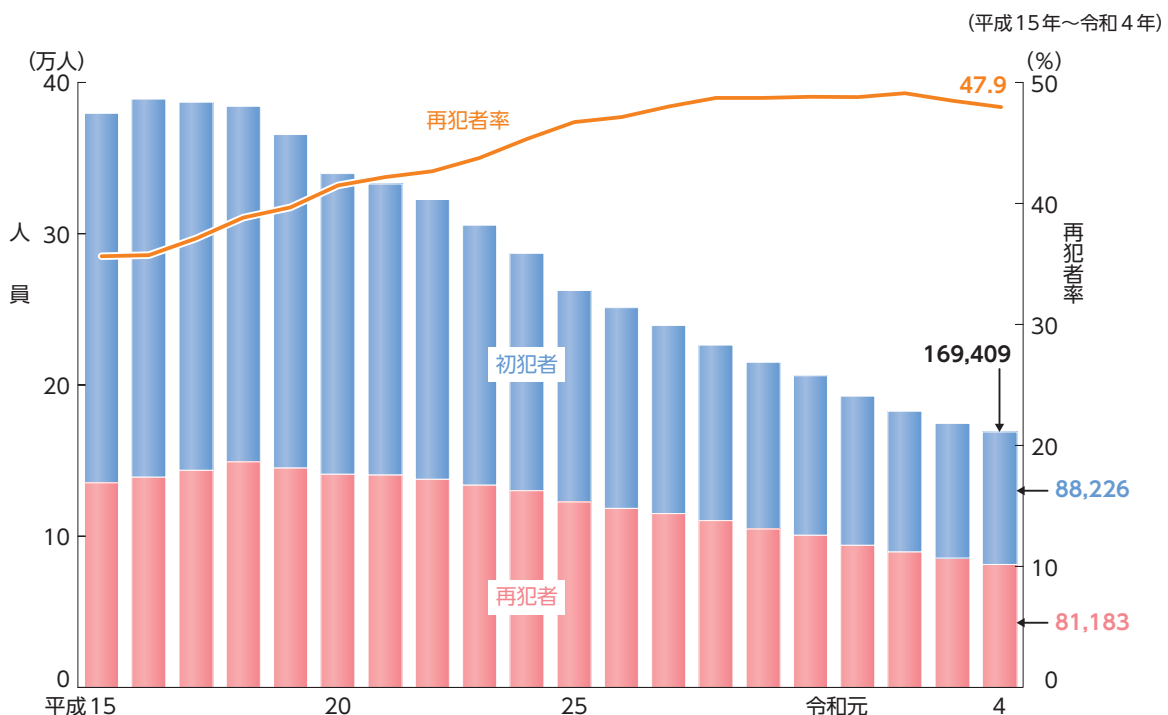


【再犯防止推進計画
特設ページ】

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本編第5章1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和4年は平成18年と比べて45.6%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和4年は平成16年と比べて64.7%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は、9年以降上昇傾向にあったが、令和4年は47.9%（前年比0.7pt低下）であった（CD-ROM参照）。

5-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



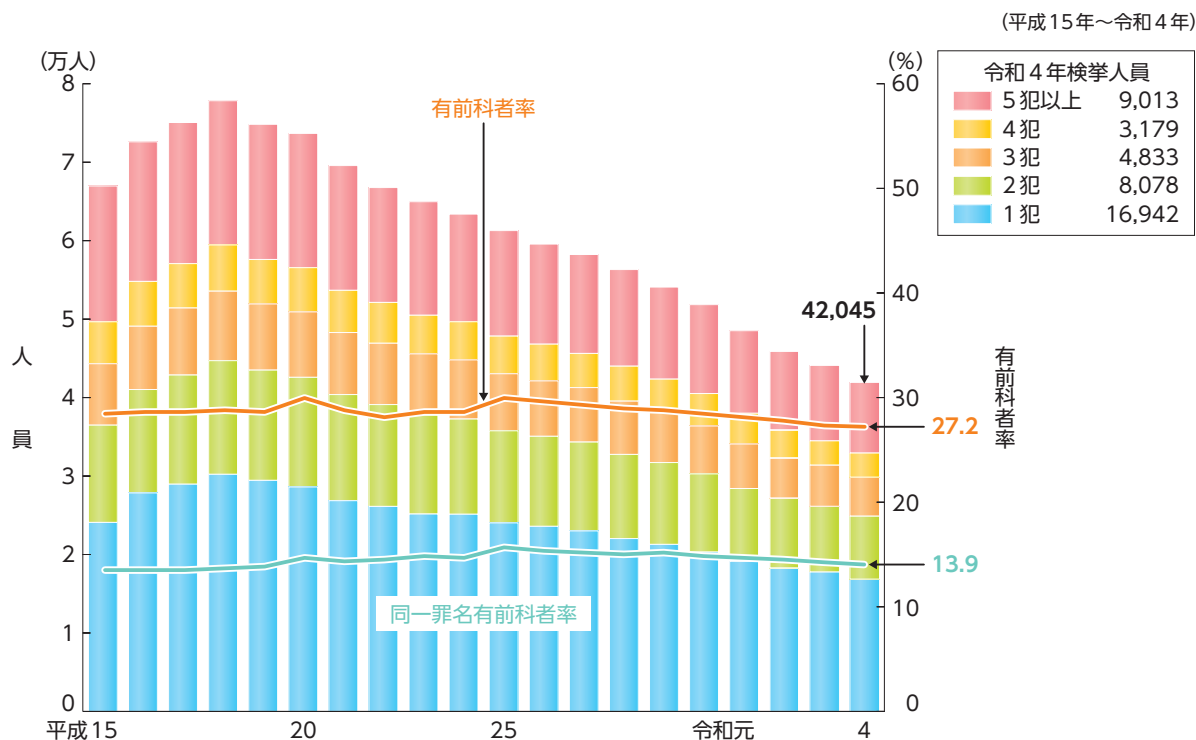
注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者

刑法犯により検挙された20歳以上の者のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和4年は前年比4.5%減）、20歳以上の刑法犯検挙人員総数が減少し続けていることもあり、有前科者率は、平成9年以降27～29%台ではほぼ一定している。令和4年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も21.4%を占め、また、同一前科の有無別では、有前科者のうち、同一罪名の前科を有する者は51.3%であった（CD-ROM参照）。

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和4年における20歳以上の刑法犯検挙人員の有前科者率を見ると、70.8%と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-10図③参照。

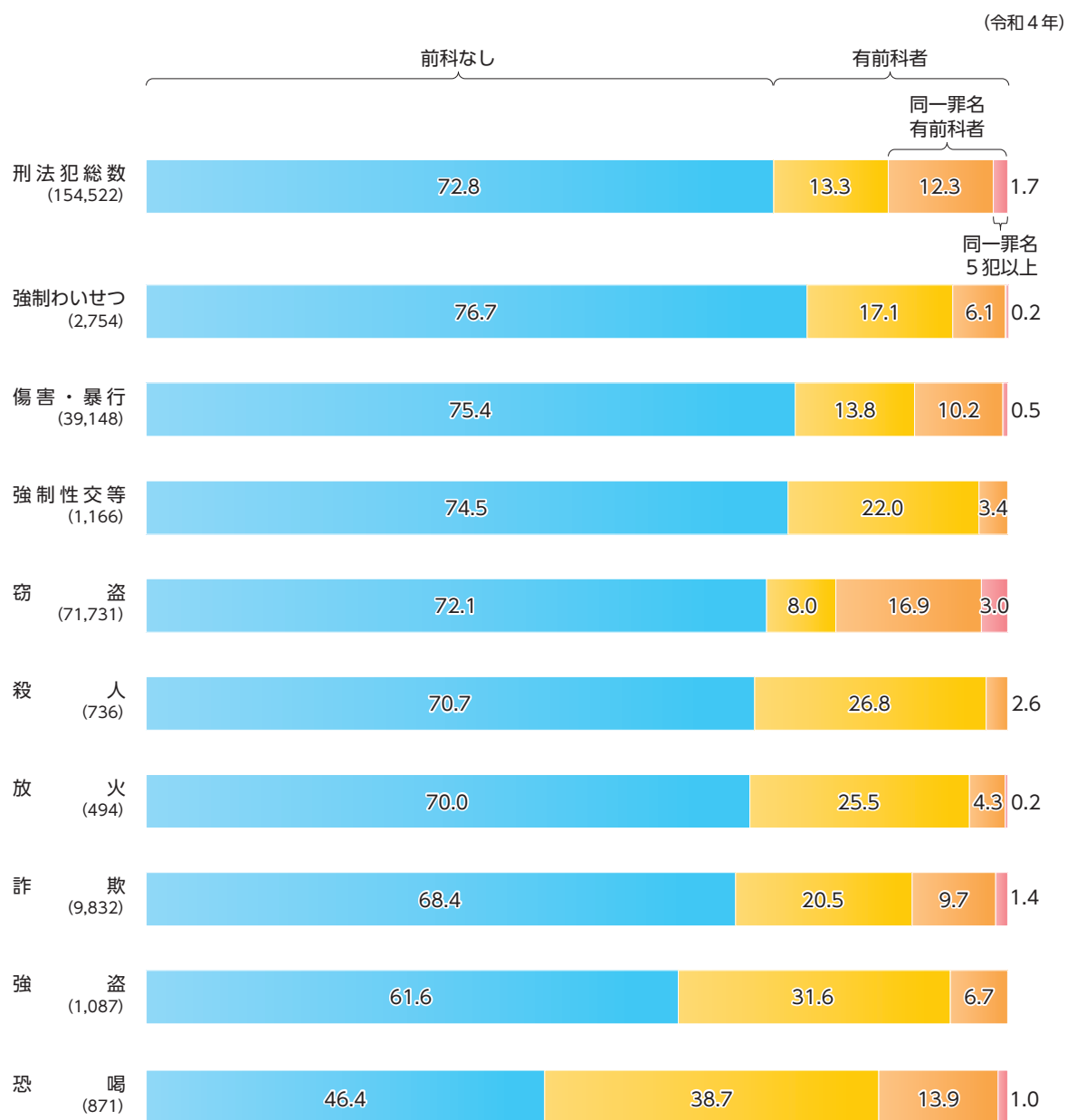
5-1-2図 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-1-3図は、令和4年における20歳以上の刑法犯検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-1-3図 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 () 内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-4図①は、20歳以上の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成24年以降上昇傾向にあり、令和4年は前年比で1.1pt上昇した69.2%であった。

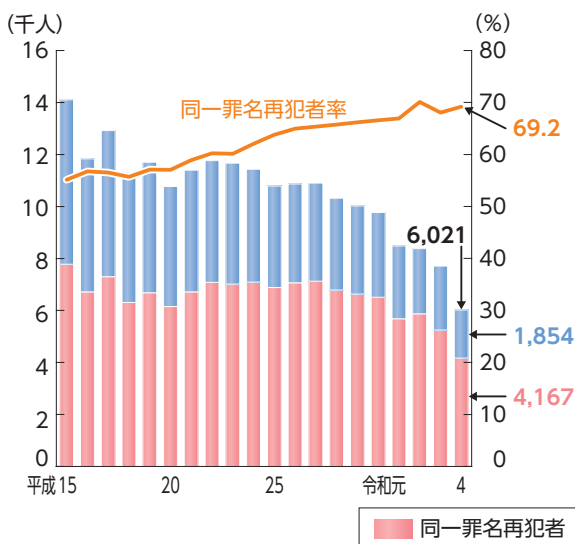
(2) 大麻取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-4図②は、20歳以上の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成16年（10.0%）を底として、翌年から上昇傾向に転じ、27年以降はおおむね横ばい状態で推移していたが、令和4年は前年比で2.0pt上昇した26.3%であった。

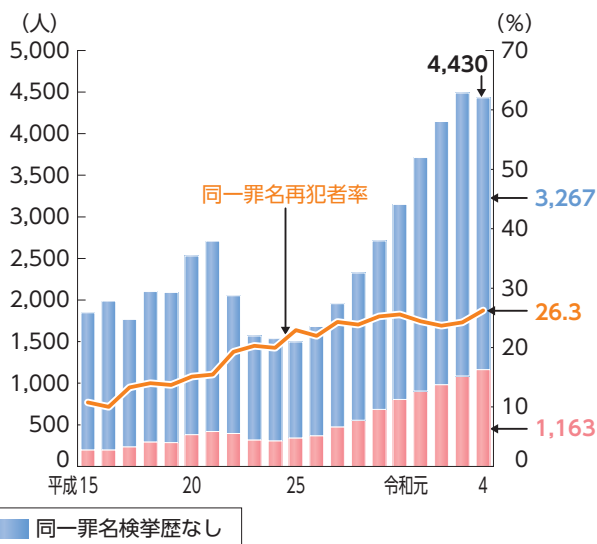
5-1-4図 薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成15年～令和4年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

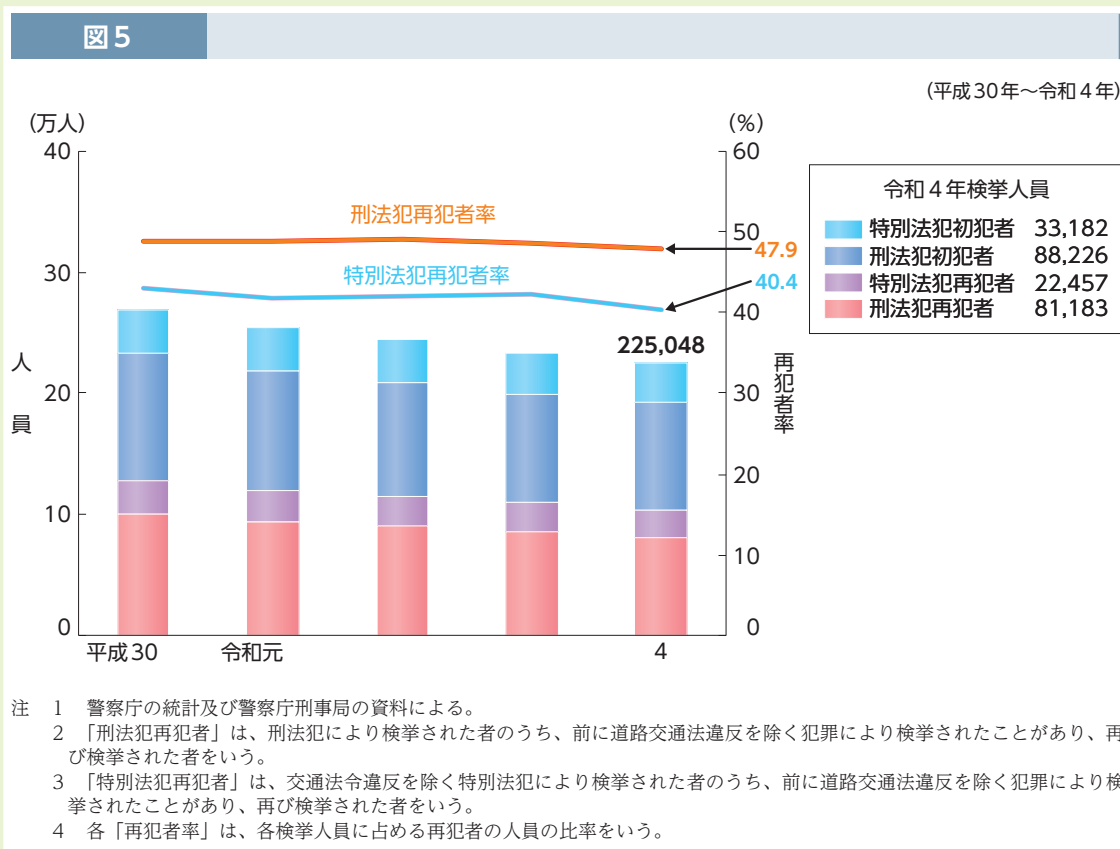
3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

コラム9 特別法犯の再犯者率

本編第2章では、起訴人員中の有前科者の人員及び有前科者率に言及しているところ、令和4年における刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）の起訴人員中の有前科者率は、それぞれ45.7%、38.2%であり（5-2-1表参照）、特別法犯の起訴人員中の有前科者率の方が刑法犯のそれよりも若干低く、最近5年間を見ても、同様の傾向が続いている。本章では、刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員及び再犯者率（令和4年は47.9%）に言及しているところ（5-1-1図参照）、特別法犯の再犯者率には言及していないことから、本コラムでは特別法犯の再犯者率について概観しつつ、その意味するところを考察する。

刑法犯及び特別法犯（交通法令違反を除く。）により検挙された者のうち、再犯者の各人員及び各再犯者率の推移（最近5年間）は図5のとおりである。特別法犯（交通法令違反を除く。）により検挙された者の再犯者率は、おおむね横ばいであり、いずれの年においても、刑法犯により検挙された者の再犯者率よりも若干低く、有前科者率と同様の傾向を示している。



これらを見ると、全体として特別法犯により検挙あるいは起訴された者は、刑法犯により検挙あるいは起訴された者よりも検挙歴や前科がない者が多いといえる。もっとも、道交違反を除く特別法犯の中で、令和4年の検察庁新規受理人員が罪名別で最も多い覚醒剤取締法違反について、同法違反で検挙された20歳以上の者の同一罪名による再犯者率を見ると69.2%（5-1-4図①参照）と非常に高い数値となっているほか、同年に同法違反で起訴された者の有前科者率も77.2%（5-2-1表参照）と同様に非常に高い数値となっており、同法違反については、検挙歴や前科を有している者による犯行が特に多い。これに対し、道交違反を除く特別法犯（条例違反を除く。）のうち、覚醒剤取締法違反に次いで検察庁新規受理人員が多い大麻取締法違反、軽犯罪法違反で起訴された者の有前科者率は、それぞれ33.0%、33.2%と特別法犯全体のそれ（38.2%）を下回っている（CD-ROM資料1-4、

5-2-1表参照)。同年における覚醒剤取締法違反の検察庁新規受理人員は、道交違反を除く特別法犯全体の12.3%を占めている(1-2-1-2図参照)ことからすると、その高い再犯者率が、特別法犯全体の再犯者率を押し上げている可能性が考えられる。これらの点は、覚醒剤取締法違反にかかる再犯防止対策の重要性を裏付けるものといえよう。このように、再犯者率等の各指標を評価するに当たっては、全体の推移に着目しつつ、個別の特徴を見ていくことも重要である。

第2章 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-1表は、令和4年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

(令和4年)

罪 名	起訴人員	有前科者の人員	前科の処分内容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰金	
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予		
総数	94,135	40,371	16,774	139	11,356	12,102	42.9
刑法犯	59,121	27,000	11,372	30	7,773	7,825	45.7
放火	220	94	39	—	31	24	42.7
住居侵入	1,991	818	365	1	203	249	41.1
強制わいせつ	1,251	416	147	1	113	155	33.3
強制性交等	481	138	43	—	33	62	28.7
贈収賄	108	21	2	—	4	15	19.4
殺人	281	77	27	—	26	24	27.4
傷害	5,429	2,223	821	5	593	804	40.9
暴行	3,900	1,592	481	—	425	686	40.8
脅迫	765	375	138	—	104	133	49.0
窃盗	27,412	14,883	6,804	17	4,363	3,699	54.3
強盗	383	163	90	—	32	41	42.6
詐欺	7,669	2,608	1,120	1	835	652	34.0
恐喝	324	157	85	1	39	32	48.5
横領	1,189	455	153	1	159	142	38.3
暴力行為等処罰法のその他	552	316	181	—	58	77	57.2
その他	7,166	2,664	876	3	755	1,030	37.2
道交違反以外の特別法犯	35,014	13,371	5,402	109	3,583	4,277	38.2
公職選挙法	313	47	1	—	18	28	15.0
軽犯罪法	996	331	59	1	79	192	33.2
風営適正化法	534	165	23	—	42	100	30.9
銃刀法	860	371	146	—	87	138	43.1
売春防止法	121	27	11	—	5	11	22.3
児童福祉法	81	27	4	—	15	8	33.3
医薬品医療機器等法	101	24	8	—	9	7	23.8
大麻取締法	3,195	1,054	308	9	505	232	33.0
麻薬取締法	779	234	75	—	115	44	30.0
覚醒剤取締法	6,755	5,212	3,589	94	1,270	259	77.2
毒劇法	117	105	59	—	21	25	89.7
その他	21,162	5,774	1,119	5	1,417	3,233	27.3

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
 6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2表は、令和4年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、5,253人（前年比702人減）であり、その45.9%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は、128人（同50人減）であつた（CD-ROM参照）。

5-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

(令和4年)

罪 名	犯 行 時 の 身 上								
	全部執行猶予中		保 護 観 察 中	一部執行猶予中		保 護 観 察 中	仮 釈 放 中		保 釈 中
総 数	5,253	(13.0)	725	448	(1.1)	445	482	(1.2)	128
刑 法 犯	3,751	(13.9)	541	111	(0.4)	109	337	(1.2)	79
放 火	10	(10.6)	1	—	—	—	—	—	—
住 居 侵 入	89	(10.9)	20	3	(0.4)	3	10	(1.2)	1
強 制 わ い せ つ	44	(10.6)	9	1	(0.2)	1	2	(0.5)	1
強 制 性 交 等	11	(8.0)	2	—	—	—	—	—	—
贈 収 賄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺 人	11	(14.3)	—	1	(1.3)	1	—	—	—
傷 害	187	(8.4)	28	12	(0.5)	12	10	(0.4)	3
暴 行	122	(7.7)	18	4	(0.3)	4	5	(0.3)	3
脅 迫	44	(11.7)	6	1	(0.3)	1	1	(0.3)	1
窃 盗	2,411	(16.2)	366	63	(0.4)	61	257	(1.7)	53
強 盗	15	(9.2)	1	2	(1.2)	2	3	(1.8)	1
詐 欺	403	(15.5)	44	4	(0.2)	4	28	(1.1)	6
恐 喝	25	(15.9)	1	—	—	—	4	(2.5)	1
横 領	74	(16.3)	8	1	(0.2)	1	3	(0.7)	1
暴力行為等処罰法	19	(6.0)	3	1	(0.3)	1	1	(0.3)	—
そ の 他	286	(10.7)	34	18	(0.7)	18	13	(0.5)	8
道交違反以外の特別法犯	1,502	(11.2)	184	337	(2.5)	336	145	(1.1)	49
公 職 選 挙 法	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 犯 罪 法	23	(6.9)	2	2	(0.6)	2	1	(0.3)	—
風 営 適 正 化 法	8	(4.8)	—	—	—	—	—	—	—
銃 刀 法	21	(5.7)	5	1	(0.3)	1	1	(0.3)	1
売 春 防 止 法	2	(7.4)	—	—	—	—	—	—	—
児 童 福 祉 法	8	(29.6)	—	—	—	—	—	—	—
医 薬 品 医 療 機 器 等 法	5	(20.8)	—	—	—	—	—	—	1
大 麻 取 締 法	237	(22.5)	25	20	(1.9)	20	6	(0.6)	3
麻 薬 取 締 法	72	(30.8)	4	3	(1.3)	3	1	(0.4)	2
覚 醒 剤 取 締 法	687	(13.2)	80	295	(5.7)	294	120	(2.3)	37
毒 劇 法	14	(13.3)	2	1	(1.0)	1	—	—	—
そ の 他	425	(7.4)	66	15	(0.3)	15	16	(0.3)	5

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であつた者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和4年は2,800人（全部執行猶予取消人員の94.9%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.5%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成25年～令和4年）

年次	全部執行猶予の言渡人員			全部執行猶予の取消人員	取消事由					D/A (%)	E/B (%)	F/C (%)
	A	B	C		再犯		余罪	遵守事項違反	その他			
					保護観察中	その他						
25年	32,527	3,259	29,268	4,580	706	3,634	154	82	4	14.1	21.7	12.4
26	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	696	3,397	162	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2
2	29,858	2,086	27,772	3,458	494	2,768	121	68	7	11.6	23.7	10.0
3	29,531	1,967	27,564	3,357	451	2,731	117	49	9	11.4	22.9	9.9
4	26,650	1,661	24,989	2,949	436	2,364	99	45	5	11.1	26.2	9.5

- 注 1 検察統計年報による。
 2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
 3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
 4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
 5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。
 6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
 7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。
 8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和4年に同猶予を取り消された者は、358人（前年比54人減）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、289人（同32人減。うち保護観察中の者は275人（同29人減））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、2人（同10人減）であった（検察統計年報による。）。

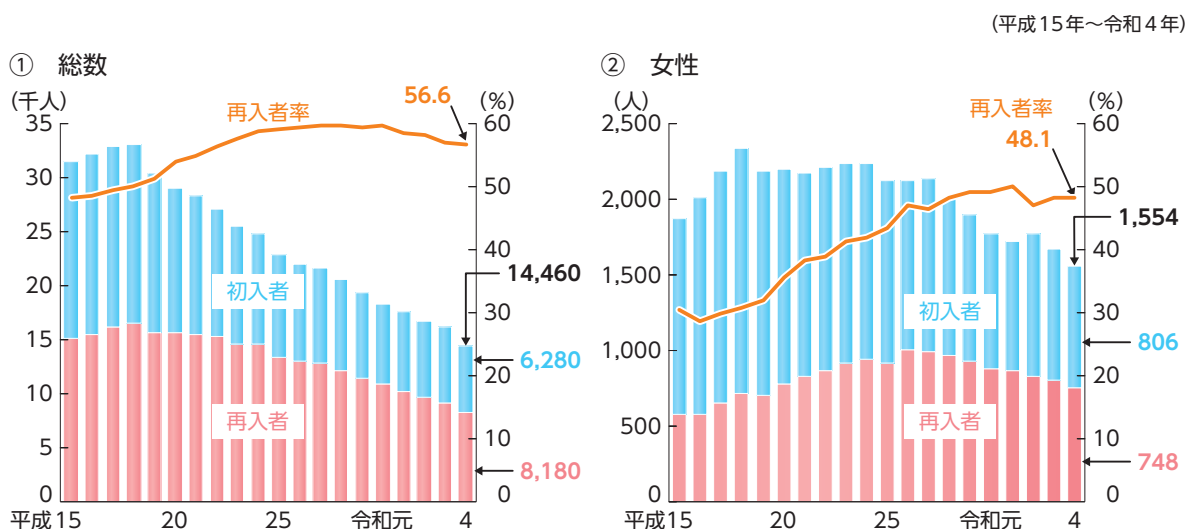
第3章 矯正

1 再入者

5-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和4年は8,180人（前年比11.1%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続けた後、低下傾向にあり、令和4年は56.6%（同0.4pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は一貫して減少し、令和4年は748人（前年比6.6%減）であった（CD-ROM参照）。4年における再入者率は、48.1%（同0.1pt上昇）であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

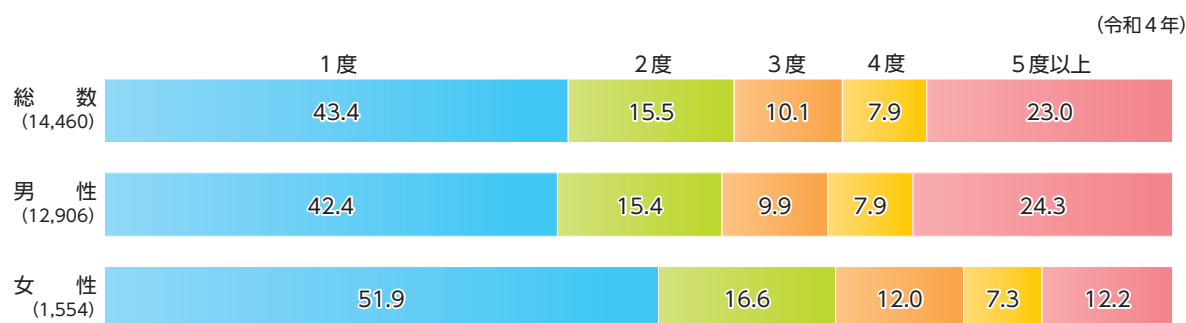
5-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）



注 矯正統計年報による。

5-3-2図は、令和4年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照）。

5-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）

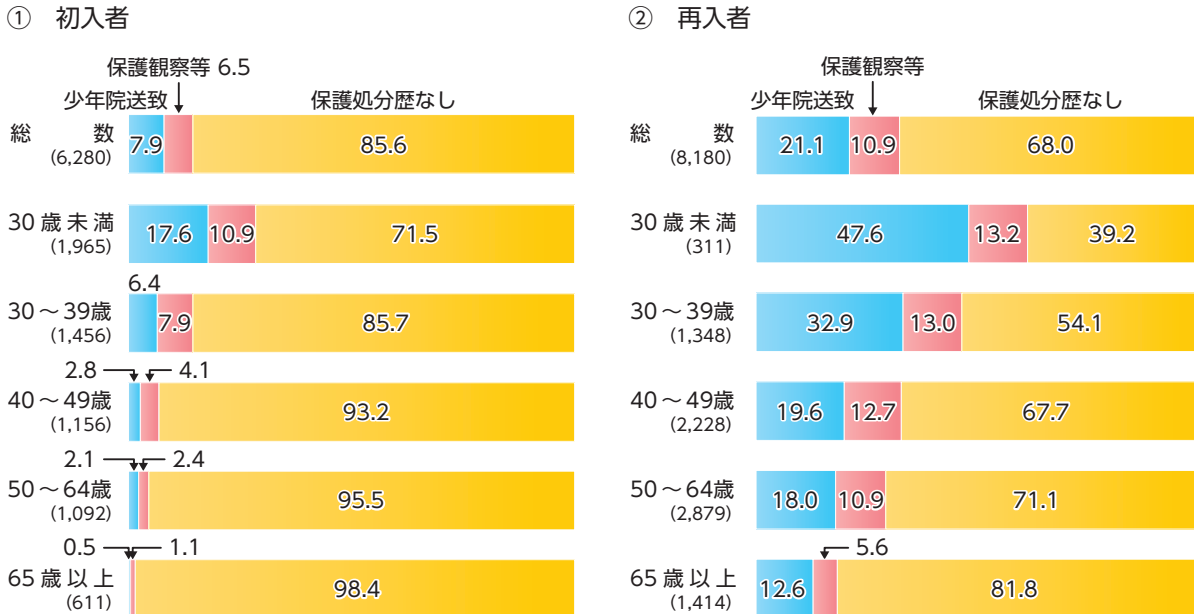


注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

5-3-3図は、令和4年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

5-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別、年齢層別）

（令和4年）

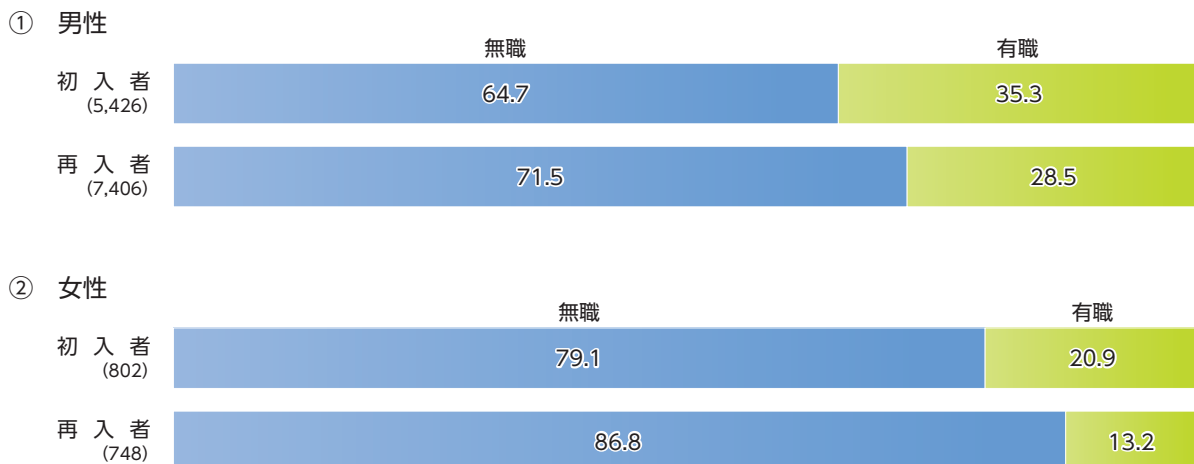


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

5-3-4図は、令和4年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和4年）

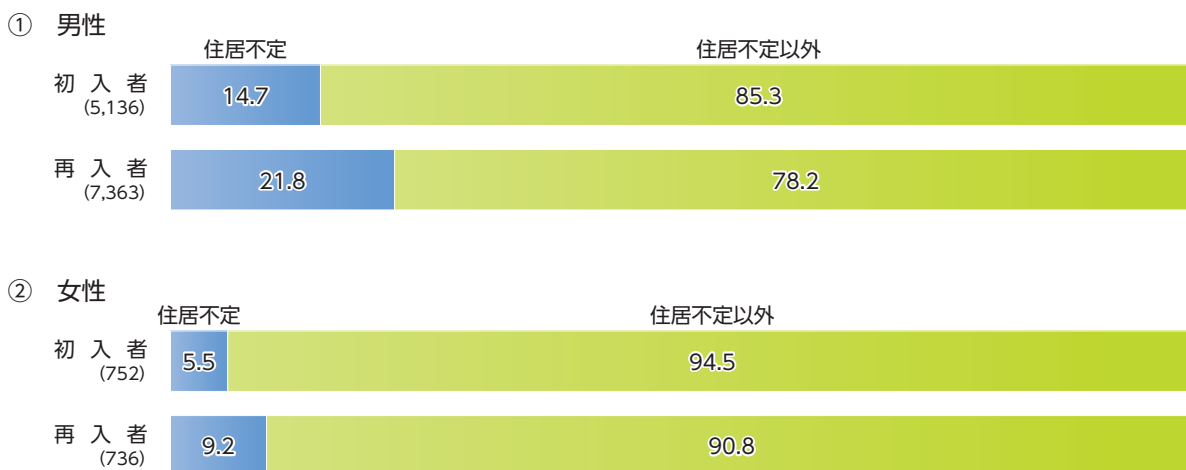


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

5-3-5図は、令和4年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和4年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

2 出所受刑者の再入所状況

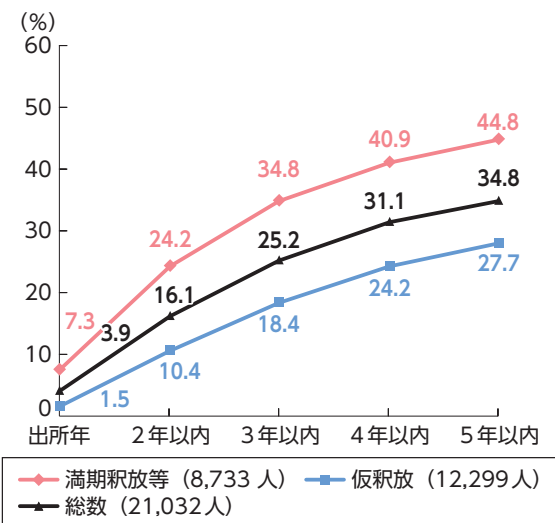
この項では、出所受刑者（平成27年以前は、満期釈放又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。また、**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

5-3-6図は、平成30年及び25年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。また、30年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は16.1%、5年以内再入率は34.8%と、3割を超える者が5年以内に再入所し、そのうち約半数の者が2年以内に再入所している。25年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では54.0%、仮釈放者では37.0%であるが、そのうち5年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約9割、約8割を占めている。

5-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

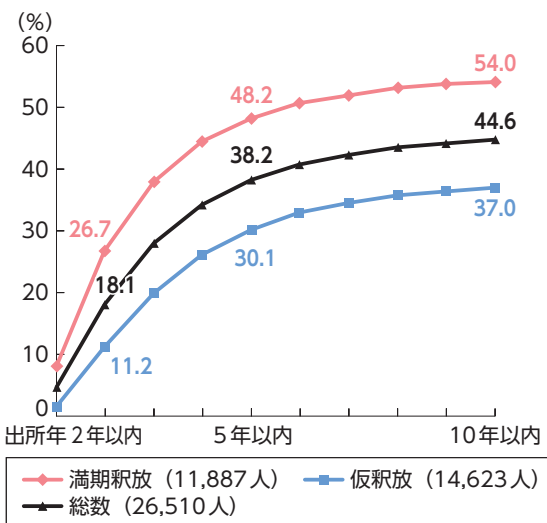
① 5年以内

(平成30年)



② 10年以内

(平成25年)



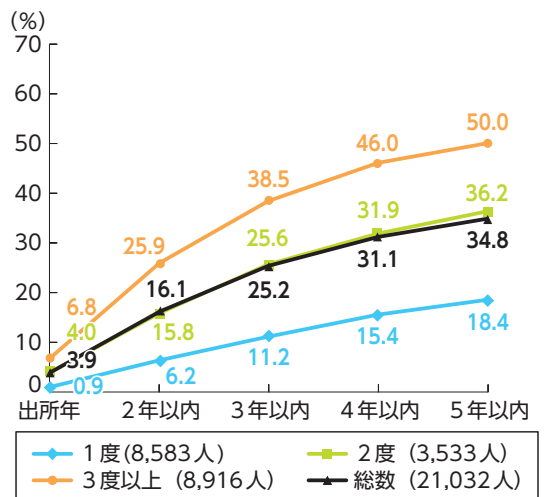
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、①では平成30年の、②では25年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和4年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-7図は、平成30年及び25年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差が顕著である。

5-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

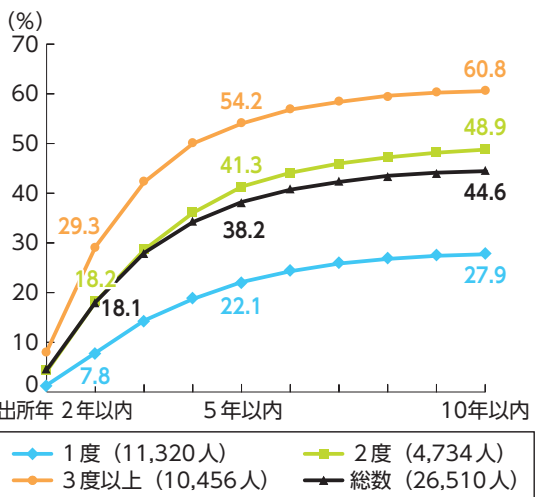
① 5年以内

(平成30年)



② 10年以内

(平成25年)

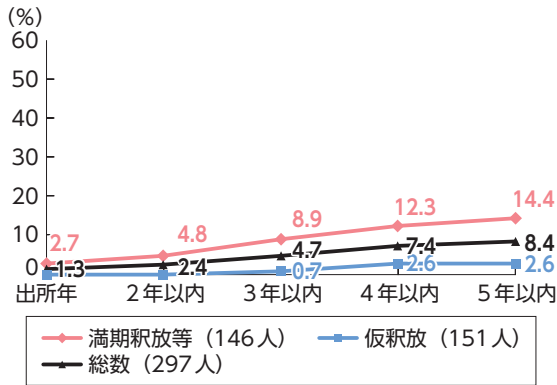


注 5-3-6図の脚注に同じ。

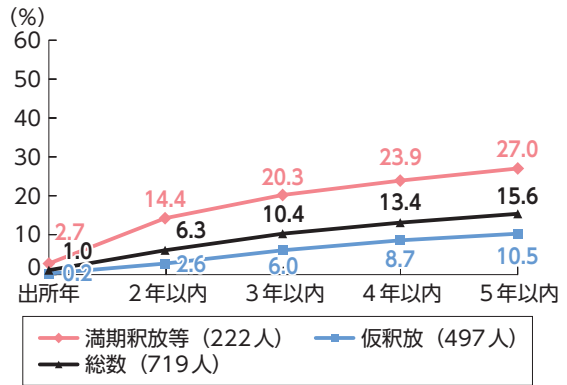
5-3-8図は、平成30年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等は、窃盗、覚醒剤取締法違反、詐欺、傷害・暴行、強制性交等・強制わいせつの順に、仮釈放者は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、強制性交等・強制わいせつ、詐欺の順に、5年以内再入率が高い。

(平成30年)

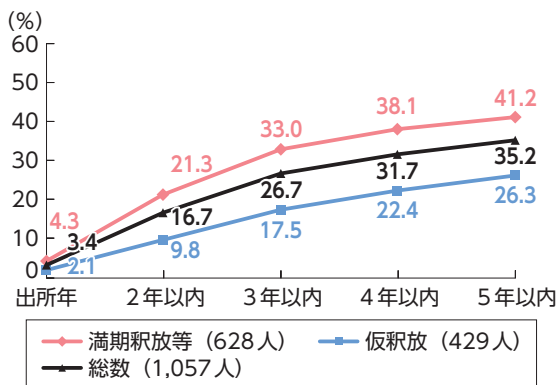
① 殺人



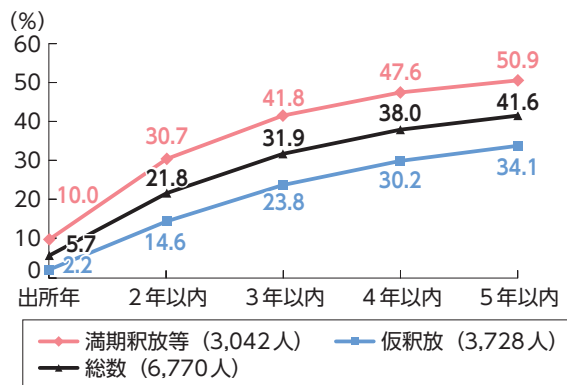
② 強盗



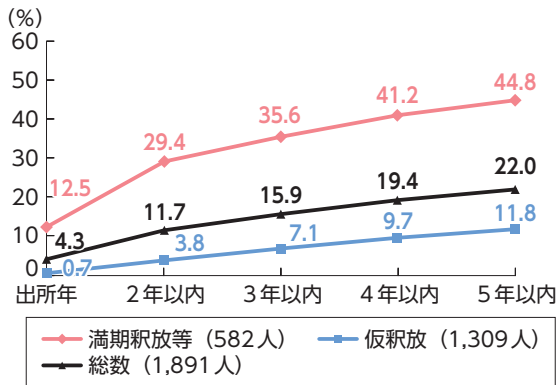
③ 傷害・暴行



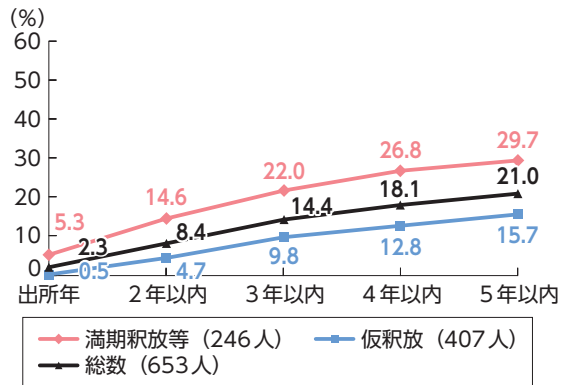
④ 窃盗



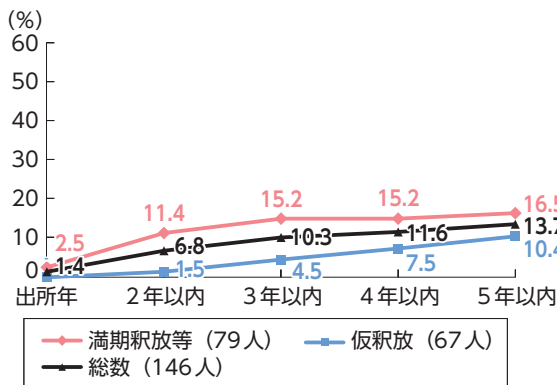
⑤ 詐欺



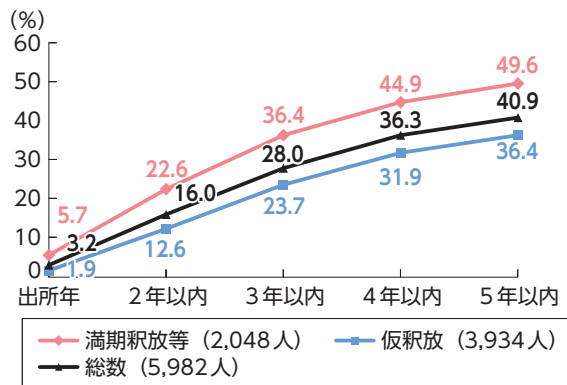
⑥ 強制性交等・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



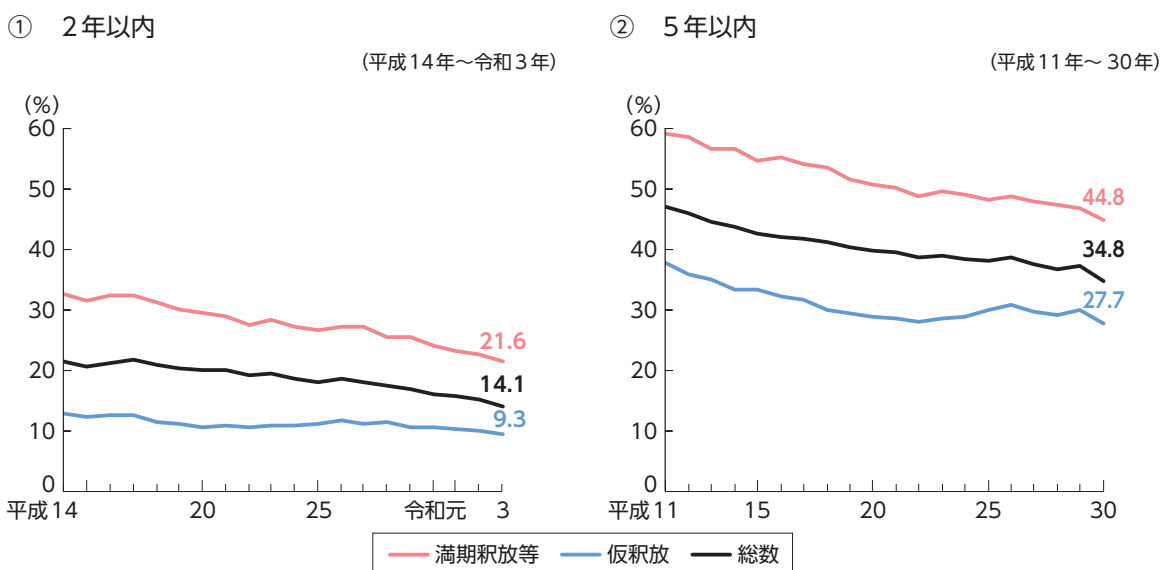
注 1 5-3-6図の脚注1及び2に同じ。
 2 「再入率」は、平成30年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和4年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 殺人については、平成30年に仮釈放により出所した者のうち、令和元年末までに再入所した者はいなかった。また、放火については、平成30年に仮釈放により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-3-9図①は、平成14年から令和3年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年に15.7%と初めて16%を下回り、3年は14.1%（前年比1.0pt低下）であった。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、令和3年は21.6%（同1.0pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇し、25年から28年までは11%台で推移していたが、29年から低下し続け、令和3年は9.3%（同0.9pt低下）であった。3年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成14年の出所受刑者と比べると、総数では7.4pt、満期釈放者等では11.1pt、仮釈放者では4.0pt、いずれも低下している。なお、令和3年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,377人であり、そのうち2年以内再入者は142人であった（CD-ROM参照）。

5-3-9図②は、平成11年から30年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。30年の出所受刑者の5年以内再入率は、11年の出所受刑者と比べて、総数では12.2pt、満期釈放者等では14.5pt、仮釈放者では10.1pt、いずれも低下している。

5-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-10図は、平成14年から令和3年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成14年以降緩やかに低下しており、令和3年は14.4%と、平成14年と比べて7.8pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に14年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和3年は12.1%と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて2.1pt低下しており、出所年によって変動がある。

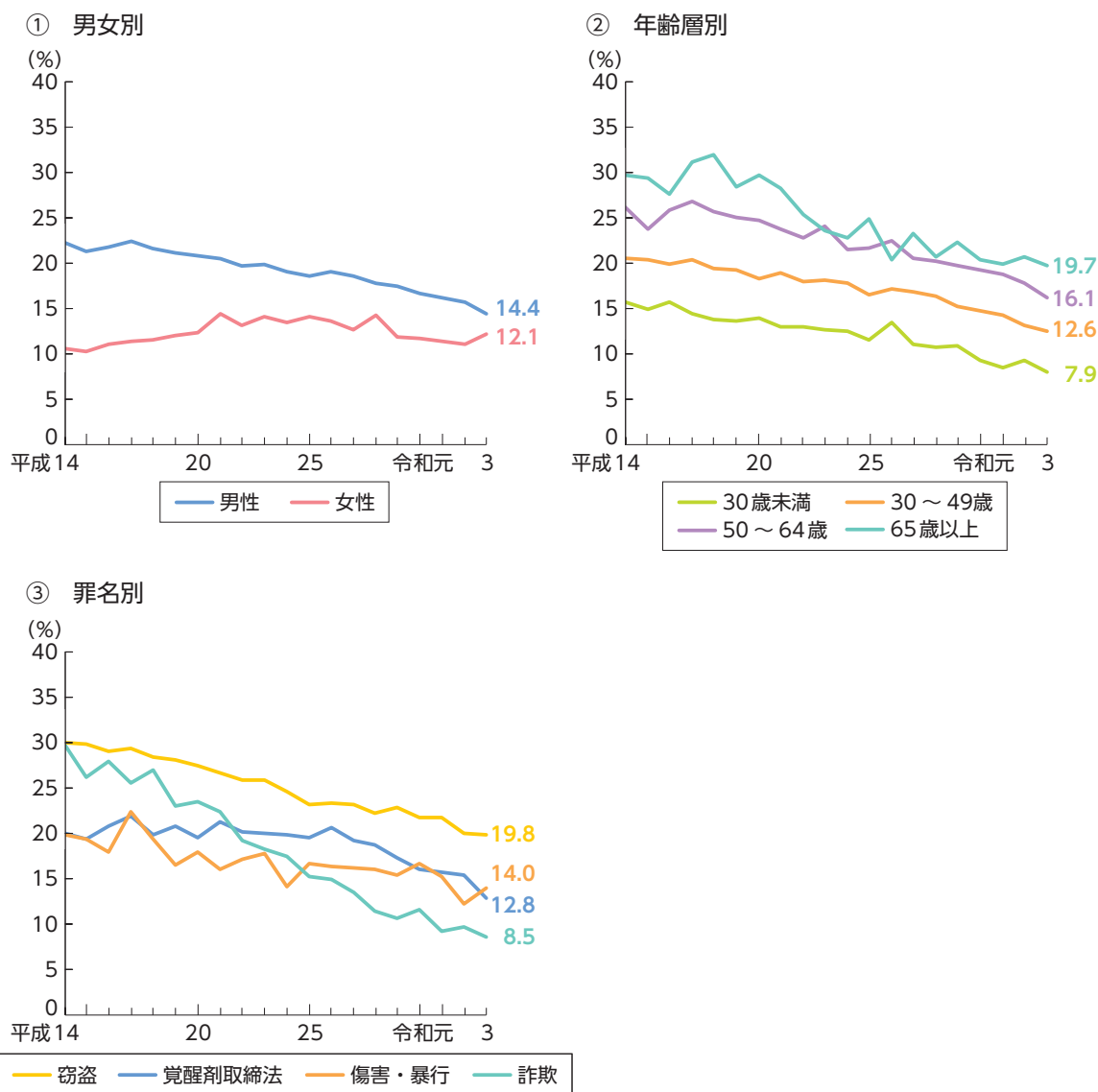
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、令和3年は19.7%と、前年と比べて1.0pt、平成14年と比べて10.0pt、それぞれ低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢

層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照)。

罪名別の2年以内再入率は、平成14年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、令和3年は19.8%と、平成14年と比べて10.2pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があるものの、おおむね低下傾向にあり、令和3年は8.5%と、平成14年と比べて21.2pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きく、令和3年は14.0%と、平成14年と比べて5.9pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和3年は12.8%と、前年と比べて2.7pt、平成14年と比べて7.1pt、それぞれ低下している。なお、令和3年は、傷害・暴行が窃盗に次いで高くなっている。

5-3-10図 出所受刑者の2年以内再入率の推移(男女別、年齢層別、罪名別)

(平成14年～令和3年)



注 1 5-3-9図の脚注1及び2に同じ。

2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

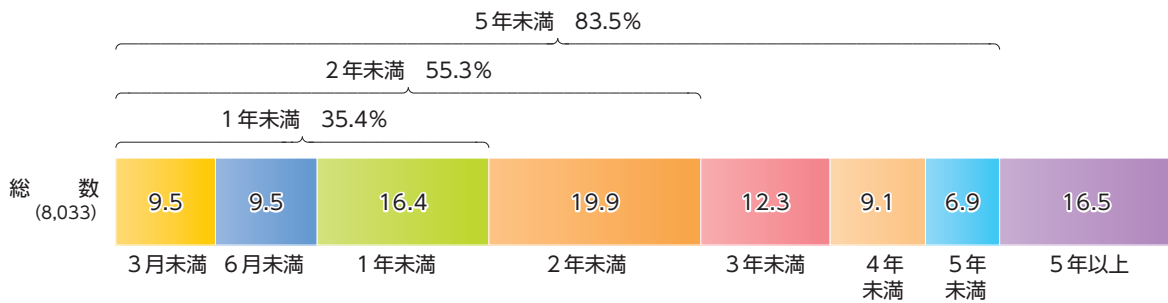
4 再入者の再犯期間

5-3-11図は、令和4年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は35.4%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.5%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は327人、実刑部分の刑期終了により出所した者は100人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ117人、42人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-3-11図 再入者の再犯期間別構成比

(令和4年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

第4章

保護観察

1 保護観察開始人員中の有前科者

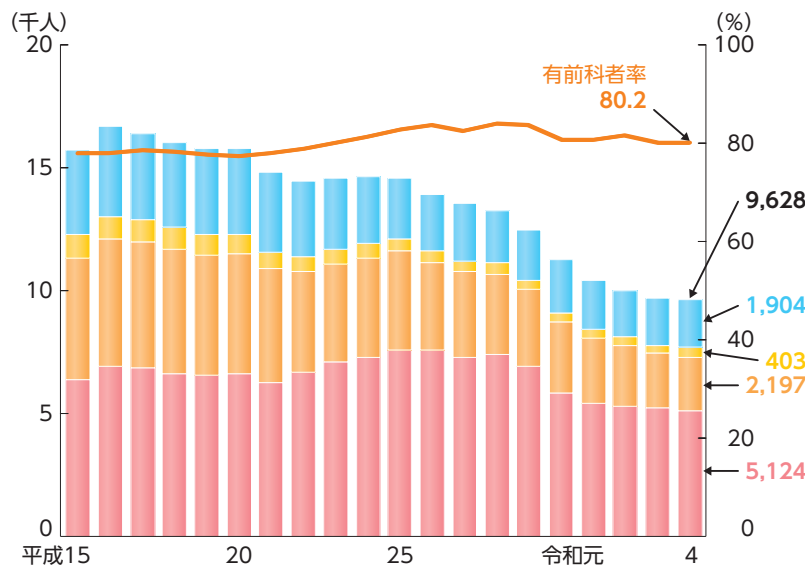
平成15年から令和4年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者を別にしつつ、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移を見ると、5-4-1図のとおりである。

5-4-1図 保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

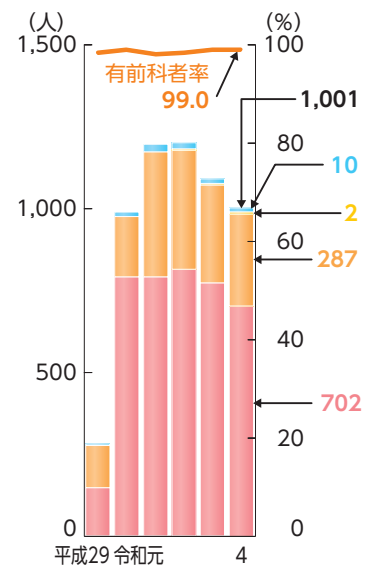
（平成15年～令和4年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

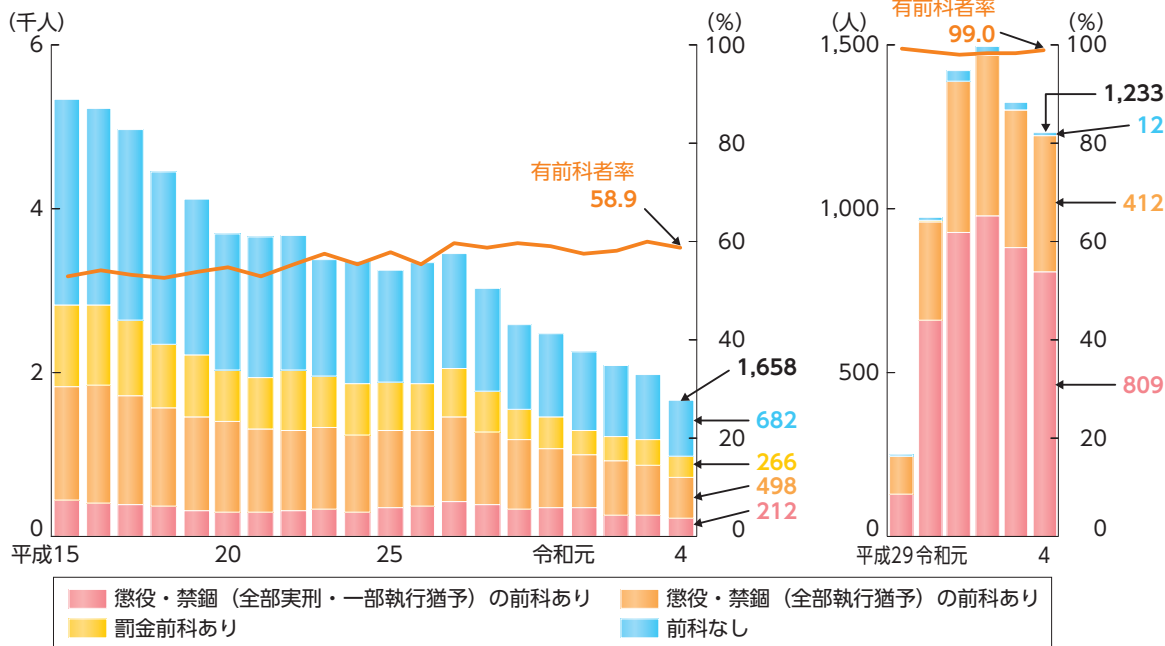


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）



■ 懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり
 ■ 懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり
 ■ 罰金前科あり
 ■ 前科なし

② 保護観察付全部・一部執行猶予者
ア 保護観察付全部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「有前科者」は、今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 4 前科の有無が不詳の者を除く。
 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

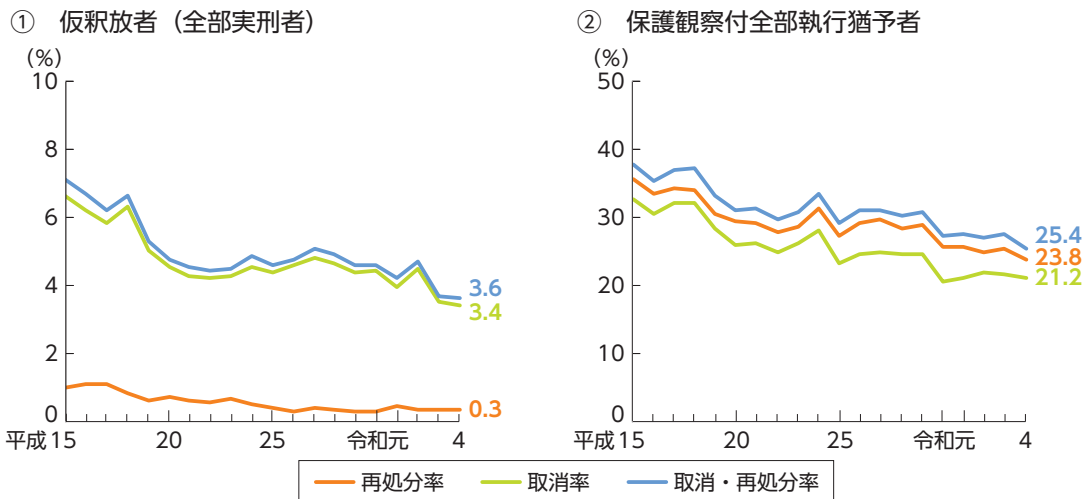
2 保護観察対象者の再処分等の状況

平成15年から令和4年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①再処分率（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の占める比率をいう。）及び③取消・再処分率（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、5-4-2図のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）、保護観察付全部執行猶予者共に、平成15年以降低下傾向にあるが、近年、仮釈放者（全部実刑者）は、4%前後で推移しており、令和4年は3.4%であり、保護観察付全部執行猶予者は、平成30年に20.5%に低下した後、21%台で推移しており、令和4年は21.2%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和4年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）の取消率は2.2%であり、保護観察付一部執行猶予者の取消率は22.7%であった（CD-ROM参照）。

(平成15年～令和4年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。

3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。

4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、5-4-3図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

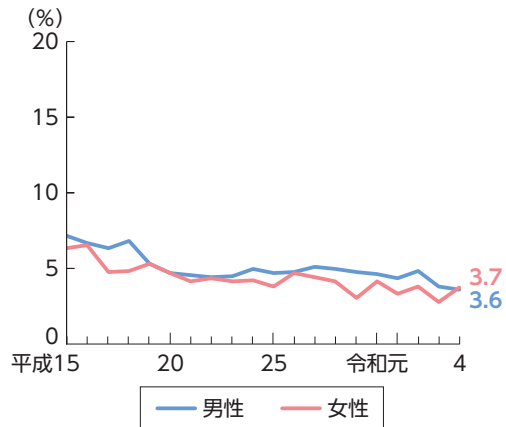
仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、男性は、近年低下傾向にあり、令和4年（3.6%）は平成10年以降で最も低かったのに対し、女性は、近年上昇低下を繰り返しており、令和4年（3.7%）は15年ぶりに男性を上回った（CD-ROM参照）。年齢層別に見ると、近年いずれも同程度の水準で推移していたが、4年は、30歳未満（2.7%）が他の年齢層に比べて最も低く、平成10年以降で初めて3%を下回った。また、罪名別に見ると、窃盗は、近年7%前後で推移していたが、令和4年（5.4%）は前年に引き続き6%を下回った。覚醒剤取締法違反は、近年4%前後で推移しており、4年は4.0%であった。

保護観察付全部執行猶予者は、男女別に見ると、近年おおむね同程度の水準で推移しており、令和4年は男性が25.3%、女性が25.4%であった（保護観察付一部執行猶予者について見ると、4年は男性が26.7%、女性が22.8%であった（CD-ROM参照））。年齢層別に見ると、30歳未満の取消・再処分率が一貫して高い。

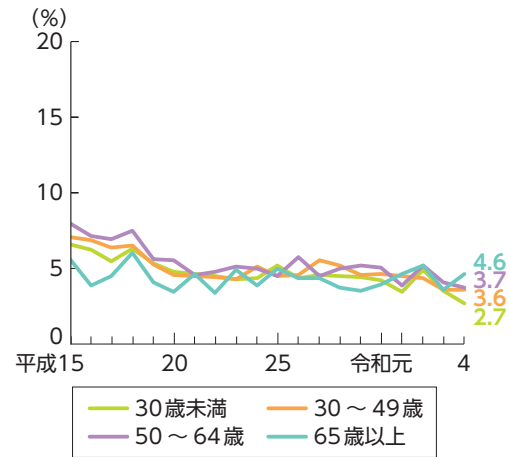
(平成15年～令和4年)

① 仮釈放者 (全部実刑者)

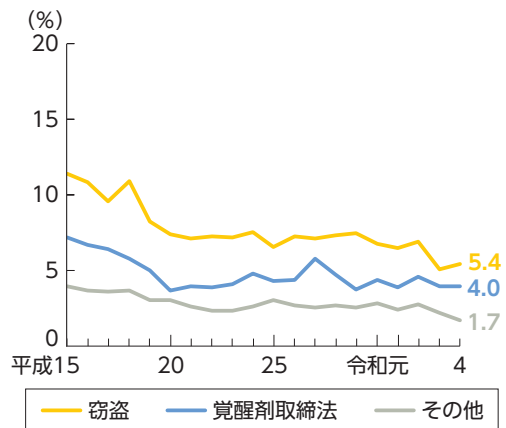
ア 男女別



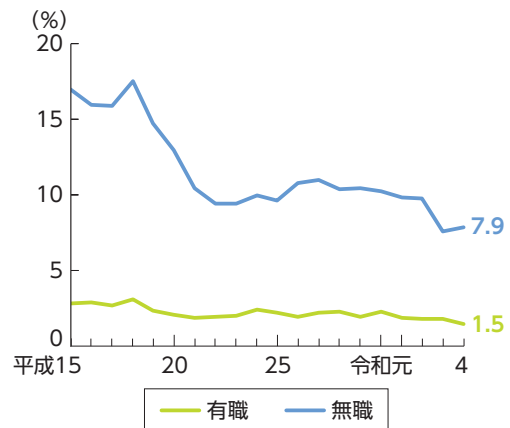
イ 年齢層別



ウ 罪名別

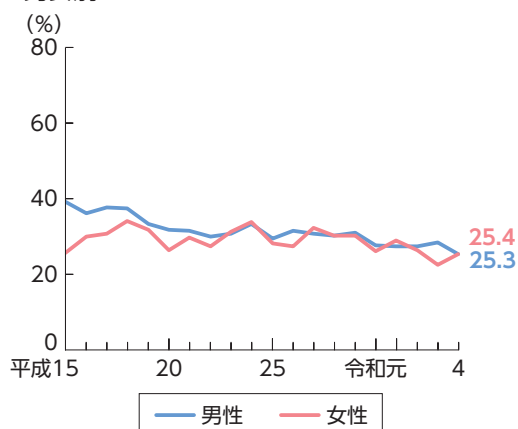


エ 就労状況別

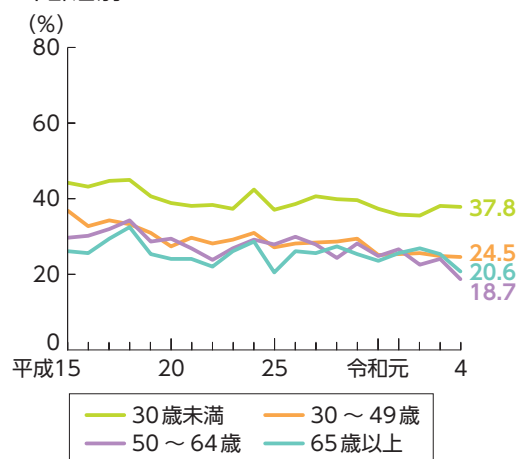


② 保護観察付全部執行猶予者

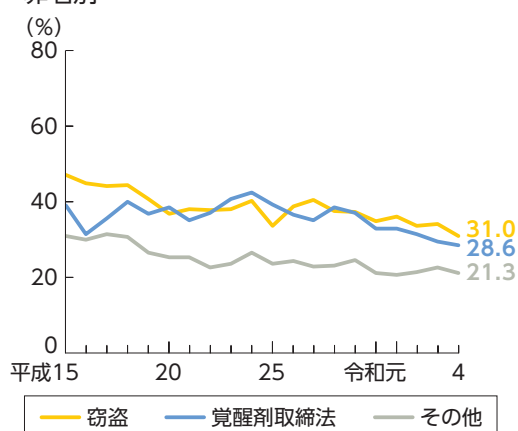
ア 男女別



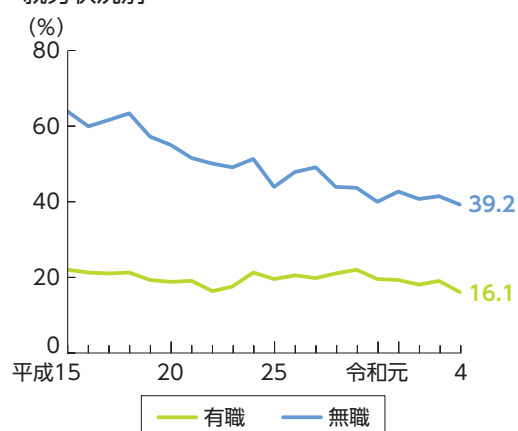
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

5-4-4表は、平成25年から令和4年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成25年から29年の各年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察が開始された日から5年以内に仮釈放又は刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された者の比率は、それぞれ4%台、24～25%台であった。

(平成25年～令和4年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年			
25年	14,623	418	212	17	6	2	—	…	…	…	…	655	4.5	
26	13,925	…	402	189	23	7	4	1	…	…	…	626	4.5	
27	13,570	…	…	445	176	11	6	—	2	…	…	640	4.7	
28	13,260	…	…	…	416	172	12	3	1	—	…	604	4.6	
29	12,477	…	…	…	…	364	148	13	5	3	1	534	4.3	
30	11,307	…	…	…	…	…	341	136	11	1	—	[489]	[4.3]	
元	10,442	…	…	…	…	…	…	267	152	10	2	[431]	[4.1]	
2	9,994	…	…	…	…	…	…	…	281	116	9	[406]	[4.1]	
3	9,740	…	…	…	…	…	…	…	…	211	97	[308]	[3.2]	
4	9,635	…	…	…	…	…	…	…	…	…	223	[223]	[2.3]	

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察 開始人員 (A)	仮釈放を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年			
28年	—	…	…	…	—	—	—	—	—	—	…	—	…	
29	283	…	…	…	…	3	1	—	—	—	—	4	1.4	
30	992	…	…	…	…	…	20	9	—	—	1	[30]	[3.0]	
元	1,198	…	…	…	…	…	…	16	9	—	—	[25]	[2.1]	
2	1,201	…	…	…	…	…	…	…	29	8	1	[38]	[3.2]	
3	1,090	…	…	…	…	…	…	…	…	20	8	[28]	[2.6]	
4	1,001	…	…	…	…	…	…	…	…	…	13	[13]	[1.3]	

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年			
25年	3,255	98	315	231	116	54	16	…	…	…	…	830	25.5	
26	3,348	…	103	320	200	148	37	13	…	…	…	821	24.5	
27	3,460	…	…	112	331	232	130	53	14	…	…	872	25.2	
28	3,034	…	…	…	106	303	198	116	51	5	…	779	25.7	
29	2,595	…	…	…	…	70	236	159	115	46	15	641	24.7	
30	2,481	…	…	…	…	…	66	232	170	110	46	[624]	[25.2]	
元	2,248	…	…	…	…	…	…	69	181	141	84	[475]	[21.1]	
2	2,088	…	…	…	…	…	…	…	48	172	153	[373]	[17.9]	
3	1,976	…	…	…	…	…	…	…	…	51	161	[212]	[10.7]	
4	1,660	…	…	…	…	…	…	…	…	…	33	[33]	[2.0]	

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察 開始人員 (A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											計 (B)	B/A (%)
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年			
28年	—	…	…	…	—	—	—	—	—	—	…	—	…	
29	248	…	…	…	…	—	34	25	—	—	—	59	23.8	
30	974	…	…	…	…	…	24	141	113	9	—	[287]	[29.5]	
元	1,419	…	…	…	…	…	…	46	163	148	12	[369]	[26.0]	
2	1,496	…	…	…	…	…	…	…	45	186	136	[367]	[24.5]	
3	1,325	…	…	…	…	…	…	…	…	46	157	[203]	[15.3]	
4	1,233	…	…	…	…	…	…	…	…	…	32	[32]	[2.6]	

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

注 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

注 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

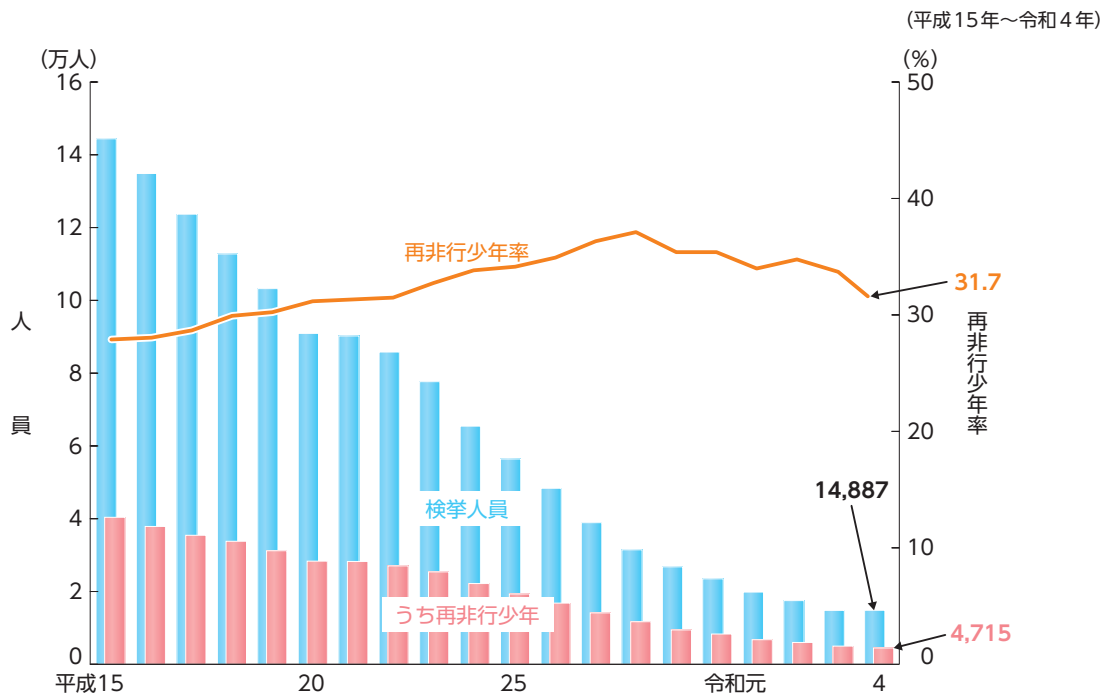
第5章

少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び再非行少年率（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は低下傾向にあり、令和4年は31.7%（前年比2.1pt低下）であった（CD-ROM参照）。

5-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 触法少年の補導人員を含まない。
4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

5-5-2図①は、20歳未満の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成15年以降増減を繰り返しており、令和4年は前年比で1.4pt低下した20.4%であった。

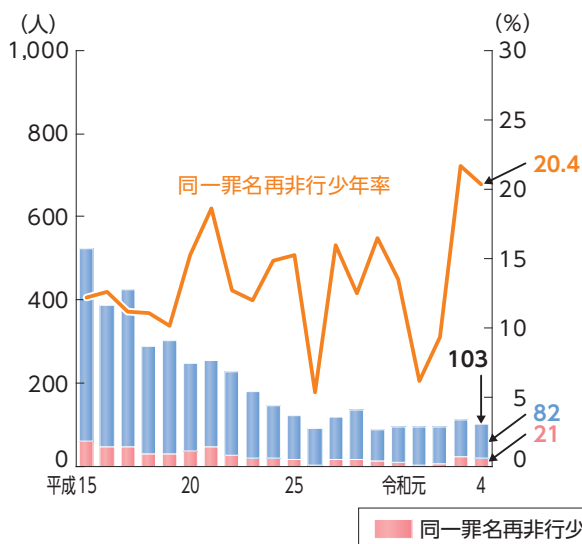
5-5-2図②は、20歳未満の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年までおおむね上昇傾向にあった後、24年まで低下し、その後は再び上昇傾向にあり、令和4年は前年比で2.2pt上昇した13.7%であった。

5-5-2 図

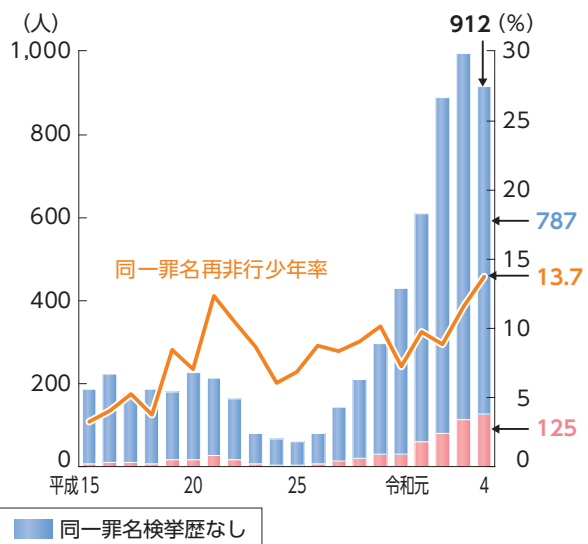
薬物犯罪 20歳未満の検挙人員中の同一罪名再非行少年の人員等の推移

(平成15年～令和4年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再非行少年」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再非行少年」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。

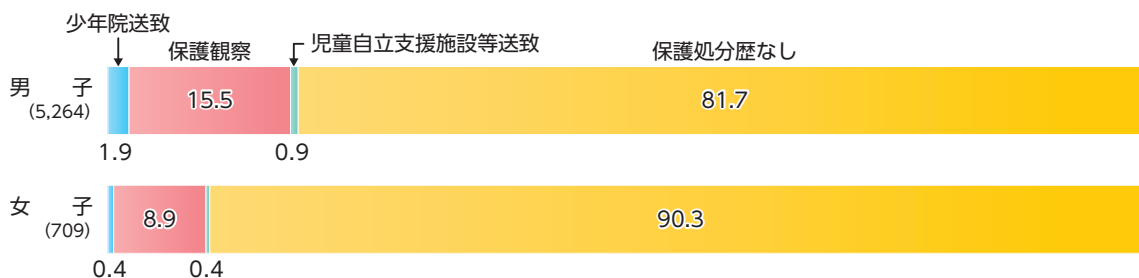
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和4年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、5-5-3図のとおりである。

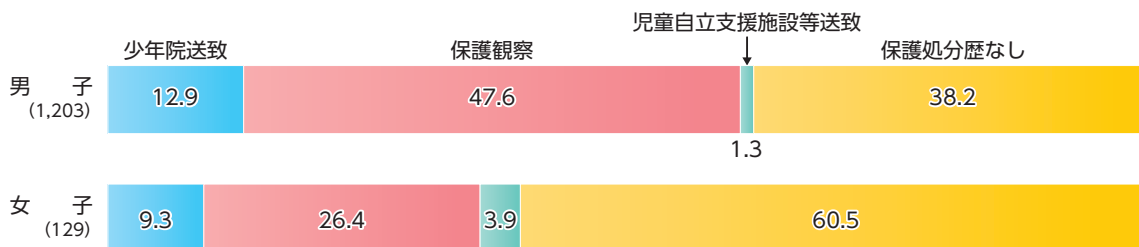
5-5-3図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和4年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

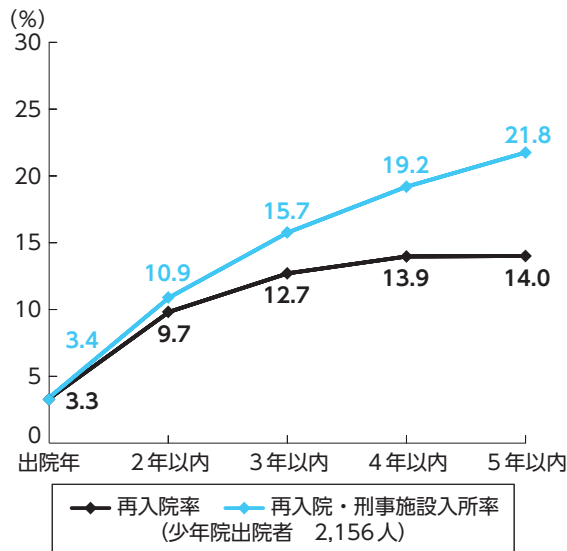
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-4図は、平成30年の少年院出院者について、令和4年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では9.7%、5年以内では14.0%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では10.9%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.8%であった。

5-5-4図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成30年)

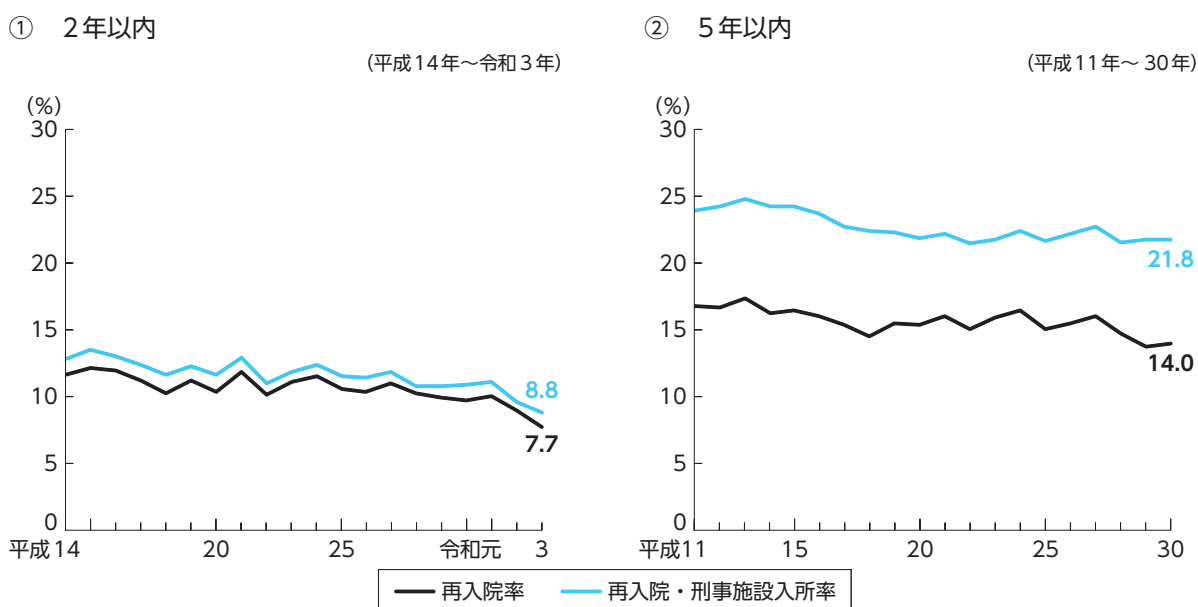


- 注 1 少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、平成30年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和4年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成30年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和4年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-5図①は、平成14年から令和3年までの各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は7～12%台で、再入院・刑事施設入所率は8～13%台でそれぞれ推移している。なお、3年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が7.7%、8.9%、女子が8.1%、8.1%であった（矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図②は、平成11年から30年までの各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は13～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～24%台でそれぞれ推移している。なお、30年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が14.3%、22.3%、女子が10.0%、14.0%であった（矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-5-6表は、平成25年から令和4年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～17%台で推移しており、令和4年は17.8%（前年比1.7pt上昇）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、16～22%台で推移していたところ、4年は16.8%（同0.7pt低下）となり、昭和50年以降で最も低かった（CD-ROM参照）。

5-5-6表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成25年～令和4年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容								
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他	
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通				
25年	14,333	17.6	0.1	...	0.4	0.3	0.6	8.6	7.5	0.1	
26	13,782	16.4	0.2	...	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1	
27	13,213	17.1	0.2	...	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1	
28	11,728	17.5	0.2	-	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1	
29	10,584	17.2	0.2	-	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2	
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2	
元	8,556	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.6	7.1	0.2	
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2	
3	7,570	16.1	0.2	-	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2	
4	6,566	17.8	0.3	0.0	1.0	0.3	0.8	8.5	6.7	0.2	

② 少年院仮退院者

年次	保護観察 終了人員	再処分率	処 分 内 容								
			懲役・禁錮			罰 金		少年院 送 致	保護観察	その他	
			実 刑	一 部 執行猶予	全 部 執行猶予	一 般	交 通				
25年	3,354	21.2	0.2	...	0.2	0.1	0.4	14.2	5.8	0.1	
26	3,312	20.8	0.3	...	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	-	
27	3,250	20.4	0.1	...	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1	
28	3,169	22.0	0.1	-	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2	
29	2,859	20.1	-	-	0.2	-	0.8	13.4	5.5	0.1	
30	2,672	20.4	0.1	-	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3	
元	2,292	18.8	0.1	-	0.1	-	0.4	12.1	5.9	0.1	
2	2,144	19.5	0.2	-	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0	
3	1,808	17.5	-	-	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	-	
4	1,677	16.8	0.2	-	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2	

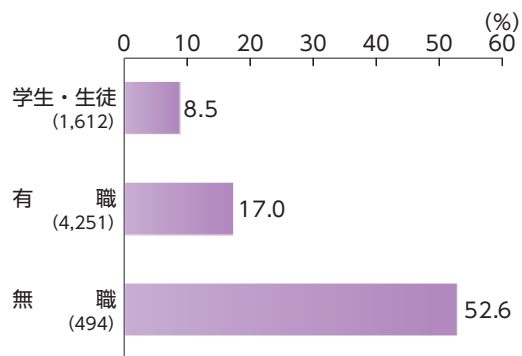
- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和4年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-5-7図のとおりである。保護観察処分少年は、無職（52.6%）が最も高く、次いで、有職（17.0%）、学生・生徒（8.5%）の順であった。少年院仮退院者も、無職（30.0%）が最も高く、次いで、有職（14.1%）、学生・生徒（12.4%）の順であった。

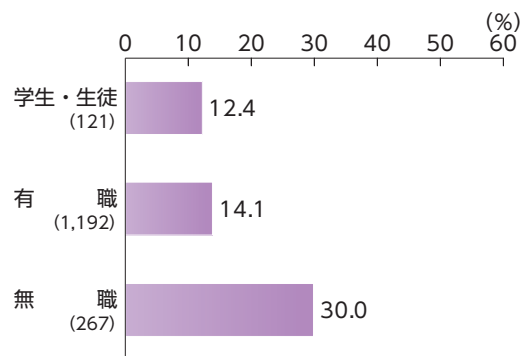
5-5-7図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

（令和4年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 ()内は、実人員である。